

## 残留孤児たちは今

浅野慎一（神戸大学教授／「中国残留日本人孤児を支援する兵庫の会」代表世話人）

残留孤児の国家賠償訴訟が終結し、新たな支援策が実施されて、すでに13年以上の歳月が流れた。

2007年から開始された新たな支援策とは、①生活保護とは異なる支援給付金制度を新設すること、②日常生活の相談に応じる支援・相談員を各地方自治体に配置すること、そして③日本語教室・交流事業に財政的支援をすることなどである。ただし政府は、残留孤児の被害を生み出した公的責任は認めず、したがって謝罪・補償もしない。あくまで人道的支援の枠内で、恩恵的・側面的な支援を一層拡充するという建前だ。そこでたとえば、支援給付金もすべての残留孤児を被害者と認めて一律給付するのではなく、生活保護制度に準じた形で個々人の収入額を確認し、一定水準以下の所得の人だけに支給される。また中国を訪問するにも一定の制限があり、自由には行けない。

残留孤児たちは当時、この新たな支援策を受け入れるかどうか、悩みに悩んだ。しかし最終的には苦渋の選択としてこれを受け入れ、訴訟を取り下げた。なぜなら当時、残留孤児はすでに高齢化が進み、一刻も早い政策の改善がどうしても必要だったからだ。またもちろん訴訟を続ければ、より良い支援策が必ず勝ち取れる保証もなかった。そして新たな支援策が実施され、残留孤児の生活は、それ以前に比べれば、明らかに一定の改善をみて今日に至っている。

しかしその後、13年余の歳月が流れ、残留孤児の高齢化は一層進み、今やほぼ全員が後期高齢者（75歳以上）となった。これに伴い、新たな深刻な問題が発生している。

まず第1に、日本語教室・交流事業が実施されていても、高齢化して参加できなくなり、自宅に引きこもって孤立する残留孤児が増えている。昨年以來、コロナ禍でそれは一層深刻だ。

第2に、中国語で受けられる高齢者の福祉・介護体制が、圧倒的に不足している。前述のように、支援給付金に収入制限（＝収入認定）があるので、子どもとの同居による家族介護・支援も大幅に制約されている。そこで、言葉も通じない中での孤独、「老老介護」が蔓延している。

第3に、支援対象者である残留孤児が死去して人数が減れば、支援・相談員の人数や勤務時間も削減される。しかも支援・相談員は雇用が不安定な場合が多く、適切な人材が確保できない地域もある。そこで支援・相談員による戸別訪問もできなくなり、残留孤児の孤立化はますます進んでいる。

そして第4に、残留孤児の子どもや孫（二世・三世）にも、経済的困窮や日本語の不自由、家族内コミュニケーションの困難など、多くの深刻な問題が山積している。残留孤児の苦難が、世代を超えて二世や三世に受け継がれ、これもまた残留孤児（一世）の大きな悩みの種となっている。

そうしたなかで近年、二世・三世が、残留孤児・中国帰国者のための福祉施設・デイサービス等を

設立する動きが各地で見られる。ただし、こうした施設もまたコロナ禍で経営の困難に直面している。

デイサービス施設を運営し、残留孤児（一世）を受け入れている二世たちは、こう語る。

「一世は、支援給付金に収入制限（＝収入認定）があるので、二世と同居できない。だから自宅ではなく施設での介護がどうしても必要だ。でも中国語で対応できる施設は、まだまだ足りない。また認知症が進むと、これまである程度、日本語ができていた一世も話せなくなり、一般の高齢者施設では対応できない。病院への通院も深刻な問題だ。医療通訳の派遣制度があるが、通訳は自宅からの付き添いができず病院で待機している。高齢の帰国者は病院まで行くのが大変で、認知症が始まると病院まで行けない人も多い。また通訳を派遣してもらえる回数に制限があったり、事前予約が必要だったりする。病気は事前にはわからない。事前予約制はまったく理不尽だ」。

「最も困難なのは病院への通院だ。子どもたち（二世）は仕事があるので、帰国者も遠慮して、病気があっても我慢し、手遅れになっている。自己判断で、薬も適当に飲んでいる。処方箋の薬を飲み、同時に中国から送ってもらった薬も飲んでいる人もいる。何か身体に異常があれば、すぐ病院に行ける支援制度を作るべきだ」。

「ある一世（残留孤児）は高齢で通院できないため、往診してもらっている。でも日本語ができないので自宅では受診できない。そこで医者がデイサービスに来て往診を受けているが、デイサービスには医療通訳がない。私たちが無料ボランティアで通訳しているが、医療の専門用語がわからないし、事故があった時の責任問題もあり、とても困っている。これからますます必要になるのは、一世のための入居型の高齢者施設だ。一世は支援給付金に収入制限（＝収入認定）があるので子どもたち（二世）と同居できず、介護度が高くなれば、入居型の老人ホームが絶対に必要だ。でも中国語で介護・生活できる入居型の老人ホームはほとんどない。私達も入居型の施設を作りたいが、資金不足でできない」。

残留孤児の高齢化の実態に即した新たな支援策、支援給付金の収入制限（＝収入認定）の撤廃、そして二世の介護事業に対する公的支援が緊急に求められている。

\* 『虹』では日本語版と中国語版が掲載されました。